

区内地域密着型サービス事業所
管理者 様

新宿区福祉部介護保険課長

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準の取扱いについて（通知）

日頃より、当区の介護保険行政に、ご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、「新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「新宿区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」について、平成 25 年 4 月 1 日より施行されるところでありますが、地域密着型サービス指定基準及び介護予防基準の趣旨及び内容について、下記のとおり取り扱うこととしますので、周知徹底を図るとともに、速やかな運用をお願いいたします。

記

1 独自基準の趣旨及び内容について
別紙 1 のとおり

2 その他基準の趣旨及び内容について

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号 老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）」によるものとする。

3 適用日

平成 25 年 4 月 1 日

（問い合わせ先）

新宿区福祉部介護保険課推進係

電話番号 03-3209-1111（内線 3556）